明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第四百九十九号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年三月五日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社ＨＳＣ

二　主たる事務所の所在地

栃木県足利市田中町四百五十九番地の一

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年三月五日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

○海上保安庁告示第三十一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
小型回転翼航空機（最大離陸重量2,500kg以下のもの）	ＳＨ082	ベル式206Ｂ型	ＪＡ6082１
	ＳＨ176	同	ＪＡ6176
	ＳＨ177	同	ＪＡ6177
	ＳＨ181	ベル式505型	ＪＡ181Ａ
	ＳＨ182	同	ＪＡ182Ａ
	ＳＨ183	同	ＪＡ183Ａ
	ＳＨ184	同	ＪＡ184Ａ
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
小型回転翼航空機（最大離陸重量2,500kg以下のもの）	ＳＨ082	ベル式206Ｂ型	ＪＡ6082
	ＳＨ176	同	ＪＡ6176
	ＳＨ177	同	ＪＡ6177
（略）	（略）	（略）	（略）

一　名称

有限会社八代ドライビングスクール

二　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成三十年三月五日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

有限会社八代ドライビングスクール

二　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）